

## 6. 国民体育大会ライフル射撃競技会 愛知県代表選手選考要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、愛知県ライフル射撃協会（以下「協会」という）が、当該年の国民体育大会ライフル射撃競技会（東海地区ブロック予選会を含む）に出場する愛知県代表選手（以下「代表選手」という）を選考するために必要な事項を定める。

### (予選会の実施)

- 2 協会は、代表選手選考のため、第1回、第2回及び第3回予選会を実施する。ただし、C P 競技の予選会については、協会理事会の承認を得て、別に定めることができる。

### (予選会への出場資格)

- 3 予選会への出場資格は、現に協会会員であることとし、代表選手志望者は予選会に出場しなければならない。
  - (1) 第1回又は第2回予選会において、各種目毎に上位3位までの者が、その該当種目における第3回予選会への出場資格を得るものとする。
  - (2) 予選会への出場は、1人2種目までとするが、同一の者が複数種目及び第1回又は第2回予選会において、上位3位までにランクされても、他の者を繰り上げて第3回の予選会への出場資格を与えることはしない。
  - (3) 前各項の規定にかかわらず、次の各項のいずれかに該当する場合は、直接第3回予選会に出場することができる。
    - ア 当該年度の協会強化選手が、当該種目に出場する場合（ただし、少年除く）
    - イ (公社)日本ライフル射撃協会、各学生ライフル射撃連盟及びその他の団体が主催する公式競技会並びに強化合宿等に参加のため、第1回及び第2回予選会に出場できなかった場合（ただし、その競技又は記録会等の成績が、前年に開催された国民体育大会当該種目の第8位以上の成績であることを要する）

### (代表選手の決定)

- 4 代表選手の選考は、第3回予選会の記録を基に、愛知県代表として最適格者を国民体育大会に出場させるため、協会理事会で協議し、協会会長の承認を経て決定する。
- 5 この要領に定めるもののほか、代表選手選考に関し疑義が生じたときは、協会理事会で定める。

### 付則

- (1) この要領は、平成11年4月1日から実施する（平成11年3月26日理事会決定）
- (2) 愛知県予選会実施要領（平成2年3月11日理事会決定）は廃止する。